

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第79号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表環境政策局の款地球温暖化対策室の項中「エネルギー政策企画課長」を「エネルギー政策企画課長 脱炭素地域創出促進第一課長 脱炭素地域創出促進第二課長」に、「国際連携係長 エネルギー企画係長 脱炭素地域創出促進係長」を「国際連携・グリーン人材育成係長 地域脱炭素企画係長 脱炭素地域創出促進第一係長 脱炭素地域創出促進第二係長」に改める。

第1条第1項の表行財政局の款サービス事業推進室の項中「事業第一係長 事業第二係長」を「事業係長」に改め、同款コンプライアンス推進室の項中「コンプライアンス推進課長 行政不服審査・内部統制評価課長」を「内部統制評価課長」に、「内部統制評価係長」を「行政不服審査・内部統制評価係長」に改め、同款財政室の項中「予算第四係長 予算第五係長」を「予算第四係長」に改め、同款管財契約部の項中「債権回収促進係長」を「債権回収促進係長 財産マネジメント係長」に、「検収係長」を「資格係長」に改め、同款税務部の項中「税制係長 効率化推進係長」を「企画係長 税制係長」に改める。

第1条第1項の表総合企画局の款総合政策室の項中「広域連携・大都市制度課長」を「広域連携・大都市制度課長 人口戦略課長 京都創生課長」に、「京都創生課長 大学政策課長」を「大学政策課長」に、「大都市制度係長」を「大都市制度係長 人口戦略係長 京都創生係長」に、「京都創生係長 大学企画係長」を「大学企画係長」に改め、同款市長公室の項中「政策企画調整第四係長」を「政策企画調整第四係長 計画調整係長」に改め、同款文化庁移転推進室の項を削る。

第1条第1項の表文化市民局の款文化芸術都市推進室の項中「振興係長」を「振興係長 文化庁政策連携係長」に改め、同款地域自治推進室の項中「区総合庁舎整備係長」を「区庁舎整備係長」に改める。

第1条第1項の表産業観光局の款企業誘致推進室の項中「企業誘致第一課長 企業誘致第二課長 企業誘致第三課長」を「企業誘致企画課長 企業誘致推進課長 首都圏企業誘致推進課長 産業用地創出課長」に、「企業誘致第一係長 企業誘致第二係長 企業誘致第

三係長 企業誘致第四係長」を「企業誘致企画係長 企業誘致推進第一係長 企業誘致推進第二係長 首都圏企業誘致推進係長 産業用地創出係長」に改め、同款観光MICE推進室の項中「観光おもてなし課長 観光戦略課長」を「観光企画課長 観光戦略課長 持続可能な観光推進課長」に改める。

第1条第1項の表保健福祉局の款健康長寿のまち・京都推進室の項中「地域支援係長」を「地域共生推進係長」に、「地域包括ケア第二係長」を「地域包括ケア第二係長 介護予防推進係長」に、「健康長寿推進第三係長 介護予防推進係長」を「健康長寿推進第三係長」に改め、同款医療衛生推進室の項中「感染症企画第一係長 感染症企画第二係長 感染症対策第一係長 感染症対策第二係長」を「予防接種第一係長 予防接種第二係長 健康危機対策第一係長 健康危機対策第二係長」に、「旅館業審査第二係長 旅館業審査第三係長」を「旅館業審査第二係長」に改める。

第1条第1項の表子ども若者はぐくみ局の款幼保総合支援室の項中「認可外保育施設課長」を「民営保育施設業務推進課長」に、「公営保育所課長 公営保育所業務推進課長」を「公営保育所課長」に、「施設整備耐震化係長」を「施設整備係長」に改める。

第1条第1項の表都市計画局の款まち再生・創造推進室の項中「再生・創造企画課長」を「再生・創造企画課長 都市の未来創造課長」に、「再生・創造企画係長」を「再生・創造企画係長 都市の未来創造係長」に改め、同款歩くまち京都推進室の項中「モビリティ・イノベーション創出課長」を「モビリティ・イノベーション創出課長 地域公共交通調整課長」に改める。

第1条第1項の表建設局の款道路建設部の項中「整備第三係長 整備第四係長」を「整備第三係長」に改め、同款みどり政策推進室の項中「公園利活用企画課長 公園利活用事業推進課長」を「公園利活用第一課長 公園利活用第二課長」に、「道路緑化係長 公園管理係長 公園利活用企画係長 公園利活用事業推進係長」を「事業第一係長 事業第二係長 公園管理第一係長 公園管理第二係長 公園利活用第一係長 公園利活用第二係長 公園利活用第三係長」に改め、同款中

「

	都市整備部	市街地整備課	調査係長 指導係長 計画管理係長 再開発施設管理係長
		整備推進課	事業推進係長

を

」

「

	都市整備部	市街地整備課	調査係長 指導係長 計画管理係長 再開発施設管理係長	に
--	-------	--------	----------------------------	---

」

改める。

第1条第4項中「総合企画局国際交流・共生推進室」を「行財政局コンプライアンス推進室及び総合企画局国際交流・共生推進室」に改め、同条第5項中「担当課長補佐又は」を削り、同条第6項中「事業担当課長補佐又は」を削り、同条第7項中「用地担当課長補佐又は」を削り、同条第8項中「担当課長補佐又は」を削り、同条第11項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第14項中「エネルギー政策部長」の右に「又は脱炭素地域創出促進部長」を、「総合企画局総合政策室に」の右に「創生戦略部長、」を加え、「、京都創生推進部長」を削り、同条第15項中「又は保育担当課長補佐」を削り、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課に業務長又は主席衛生業務員を置くことがある。

第2条第13項中「第19項、」及び「、担当課長補佐」を削り、同条第14項中「エネルギー政策部長」の右に「、脱炭素地域創出促進部長」を、「学校跡地活用促進部長」の右に「、創生戦略部長」を加え、「、京都創生推進部長」を削り、同条第16項中「及び保育担当課長補佐」を削り、同条第17項中「事業担当課長補佐及び」を削り、同条第18項中「用地担当課長補佐及び」を削り、同条中第19項を削り、第20項を第19項とし、第21項を第20項とし、同項の次に次の1項を加える。

21 業務長は、上司の命を受け、中央斎場における火葬業務を統括する。

第2条中第23項を24項とし、第22項を第23項とし、同項の前に次の1項を加える。

22 主席衛生業務員は、業務長を補佐する。

第3条第3項中「、担当課長補佐、保育担当課長補佐、事業担当課長補佐、用地担当課長補佐」を削る。

第5条中「、担当課長補佐」を削る。

第6条第3項ただし書中「エネルギー政策部長」の右に「、脱炭素地域創出促進部長」

を、「学校跡地促進部長」の右に「、創生戦略部長」を加え、「、京都創生推進部長」を削り、同条第4項本文中「かかわらず、」の右に「行財政局コンプライアンス推進室及び」を加え、同条第5項中「、課長補佐、担当課長補佐、保育担当課長補佐」を削り、同条第6項中「、課長補佐、担当課長補佐（事業担当課長補佐又は用地担当課長補佐を含む。）」を削り、同条第7項中「担当課長補佐又は」を削る。

第7条循環型社会推進部の款廃棄物指導課の項第9号を削り、同条適正処理施設部の款施設管理課の項に次の1号を加える。

- (10) 一般廃棄物処理手数料(一般廃棄物収集運搬業者が一般廃棄物をクリーンセンター、横大路学園、西部圧縮梱包施設及び北積替所に搬入するときの手数料で、徴収の時期等について特別の取扱いをするものに限る。)の徴収に関すること。

第9条文化庁移転推進室の款を削り、同条情報化推進室の款第11号中「京都市情報公開条例」を「個人情報保護に関する法律、京都市情報公開条例」に改める。

第10条文化芸術都市推進室の款文化芸術企画課の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り上げる。

第11条地域企業イノベーション推進室の款中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条生活福祉部の款生活福祉課の項中第12号から第14号までを削り、第15号を第12号とし、第16号を第13号とする。

第13条子ども若者未来部の款育成推進課の項第14号中「、百井青少年村」を削る。

第14条まち再生・創造推進室の款中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 都市機能の集積及び充実に係る施策の調査、企画、連絡及び調整に関すること。

第14条都市景観部の款風致保全課の項に次の1号を加える。

- (10) 登記に関すること。

第14条都市景観部の款開発指導課の項中第25号を第27号とし、第24号を第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (26) 被災宅地危険度判定制度に関すること。

第14条都市景観部の款開発指導課の項中第23号を第24号とし、第17号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 京都市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例による事務に関する

ること。

第14条建築指導部の款建築審査課の項中第23号を第24号とし、第8号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 建築基準法による建築物の構造耐力に係る指導、審査及び検査に関すること。

第14条住宅室の款住宅管理課の項第3号中「住宅供給公社」を「住宅供給公社等」に改め、同款すまいまちづくり課の項中第17号を第18号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 登記に関すること。

第15条自転車政策推進室の款第2号及び第5号中「土木事務所」の右に「、みどり政策推進室」を加え、同条みどり政策推進室の款第14号中「及び」を「、」に改め、「宝が池公園子どもの楽園」の右に「、円山公園及び東本願寺前市民緑地」を加え、同条都市整備部の款市街地整備課の項第7号中「、整備推進課」を削り、同款整備推進課の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)